

宇情審答申第28号

平成28年2月29日

宇治市議会議長 石田 正博 様

宇治市情報公開審査会

会 長 毛 利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月24日付け、27宇議会第823号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書非公開決定（公開請求に係る公文書の内容：文教福祉常任委員会行政視察平成25年、片岡委員長参加のもの 費用弁償による2次会関係資料）に係る異議申立てについての諮問

答 申

第 1 結論

宇治市議会議長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第 2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成27年9月7日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「文教福祉常任委員会行政視察 平成25年 片岡委員長参加のもの (1)報告書 (2)精算 (3)費用弁償による2次会および会計室関係資料」を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した（(3)のうち費用弁償による2次会に係る請求を以下「本件請求」という。）。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の決定及び異議申立人への通知

平成27年9月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、公文書が存在しないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

3 異議申立て

平成27年12月2日、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての趣旨

1 異議申立ての趣旨

条例第11条第2項の規定による公文書の非公開決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立人の主張

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 行政視察の参加者は実際に発生した費用がいくらであるのか、差額が発生したのか等報告を受けたことがない。また、行政視察に対して公費により支給された視察参加者の旅費（以下「旅費」という。）の剰余金を受け取ったこともない。

(2) 2次会に参加した際の費用を支払ったことはない。

(3) 2次会には議会事務局職員（以下「職員」という。）も参加しており、行政視察中の2次会の費用の精算は職員が行っている。2次会は公的なものであるとは思わないが、2次会の費用は旅費から支払われており、その精算は公的な事務であり、一切を含めて公文書と考えるべきである。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 旅費は、職員が全額を一旦預かり、その中から交通費、宿泊費、食事代等を支払っているが、視察参加者が任意に各自で購入する物等については、視察参加者が私費で支払っており、旅費から支払っていない。
- (2) 2次会は必ずしも開催されるものではなく、開催されたとしても出席するしないは視察参加者それぞれの任意とされ、費用については私費で支払うこととしている。職員が2次会に出席した場合、職員が2次会の費用を全額立て替え払いする場合もあるが、当日あるいは翌日に2次会に参加した者から費用を徴収しており、私費での支払いとしている。
- (3) 行政視察に随行する職員は旅費と自身の私費とを完全に切り離して管理している。行政視察後、旅費に剰余金があれば視察参加者に返金している。
- (4) 2次会は視察行程において公的なものではなく私的なものであることから、精算に係る公文書を作成していない。よって、2次会に関する公文書は実際に存在しておらず、実施機関において保有していない。

第5 当審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

本件異議申立ては2次会に関する文書の存否が争われているため、平成25年度に実施された文教福祉常任委員会の行政視察における2次会に関する事実関係も含め、2次会の性質及び旅費の取扱いについて調査及び審議を行った。

実施機関に対して一般的な視察行程中の2次会の性質について質疑を行ったところ、2次会は必ずしも開催されるものではなく、開催されたとしても出席するしないは視察参加者それぞれの任意であるため、2次会は私的なものである、とのことであった。この点については異議申立人も同じく、2次会は私的なものと認識している、とのことであった。また、実施機関によると、旅費は行政視察を円滑に実施するため職員が全額を一旦預かり、職員は預かっている旅費と自身の私費は完全に切り離して管理し、預かった旅費の中から必要な交通費、宿泊費、食事代等を支払い、2次会の費用については私費で支払うこととしており、当日あるいは翌日に2次会に参加した者から費用を徴収しているため、旅費から支払うことはない、とのことであった。2次会は私的なものであり、費用については私費で支払うこととしていることから、精算に係る公文書を作成していない、とのことであった。

併せて異議申立人及び実施機関に対して平成25年度文教福祉常任委員会の行政視察における2次会に関する事実関係について質疑を行ったところ、平成25年度に実施された7月及び2月の2回の行政視察のうち、7月の行政視察では2次会が開催されておらず、2月の行政視察では2次会が開催された、とのことであった。確かに、

その2次会の費用を支払っていないとする異議申立人の主張と、2次会に参加した者から費用を徴収したとする実施機関の主張には齟齬があるものの、本件においても、一般的な視察行程中の2次会と同様の取扱いであったという実施機関の説明に不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も見出し難い。

したがって、行政視察における2次会は公的なものではなく私的なものであり、2次会に関する文書は保有していないとして行った実施機関の本件決定は妥当である。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件異議申立ての経過

年月日	経過
平成27年 9月 7日	公文書公開請求
平成27年 9月16日	公文書非公開決定
平成27年12月 2日	公文書非公開決定に対する異議申立て
平成27年12月24日	情報公開審査会諮問（平成27年度第6回審査会）
平成28年 1月15日	実施機関から意見書收受
平成28年 1月25日	実施機関から意見聴取（平成27年度第7回審査会）
	異議申立人から意見聴取（平成27年度第7回審査会）
	審議（平成27年度第7回審査会）
平成28年 2月24日	審議（平成27年度第8回審査会）
平成28年 2月29日	答申